

令和4年度 第1回鳥取県地域自立支援協議会 医療的ケアを要する障がい児者支援体制部会

日 時 令和4年7月6日（水）
午後1時30分から午後3時30分まで
場 所 県庁第2庁舎4階第27会議室
(オンライン会議 (Cisco Webex))

1 開会（挨拶：県子ども発達支援課 遠藤課長）

おかげさまで、6月22日に鳥取県医療的ケア児等センターが開所した。西部の博愛こども発達・在宅支援クリニックの総合窓口を中心とし、東部は鳥取県看護協会、中部は中部療育園に相談窓口を設置して、開所の前から精力的に動いていただいている。この医ケア部会の皆様には、協議やご助言等いただき感謝。今後ともよろしくお願ひしたい。

新型コロナについては、地域で医療的ケア児、重症の方を含む障がい児者の支援に関わっている皆さまにおいては気の休まる時がないかと思うが、医療継続し地域の皆さまを支えるために、引き続き感染対策等、御協力をお願いしたい。

2 議事

(1) 圏域ごとの状況の報告

①西部（資料3-1）（報告者：橋本委員）

- ・圏域部会の開催状況については、昨年8月に第1回の会を開いており、今年度は、7月20日に第1回目を開催予定。
- ・緊急時の対応、繋がりが薄い保護者へのケア、地域との連携不足等が課題。
- ・令和3年度は医療的ケアが必要な方の災害時の個別支援計画の作成に向け、1件、災害時対応ノートを作成した。令和4年度は、災害時個別支援計画の作成、情報共有の仕組みづくり、医ケアコーディネーターの連携を図る取組みなどを計画。
- ・モデルケースとして、ノートのほうの作成を進める中で、家族でなく支援者が主体になって作成する方が、負担がなく協力が得られやすいのではないかという声があった。また、日頃使用している物品の確認ができてよかった、ゴール地点を予め初めの時点でもっと明確に示してもらえるとよかったという声があった。
- ・ノート作成の過程においては、関係者と共有しながら進めたが、最終的なものをどのようにどこまで共有していくかという検討までは進めていない。

②中部（資料3-2）（報告者：黒田委員）

- ・昨年度の県医ケア部会報告から、圏域としての動きはなし。
- ・中部圏域全体の課題としては、医ケア児の災害時対応と医療型ショートステイ。医ケア児の災害対応については、災害対応ノートの活用等々の検討をしているところ。医療型ショートステイについては、なかなか利用できない現状があるという声があり、どう改善していくか、利用しやすいショートステイにしていくかというところの検討を継続して行っているところ。
- ・今年度、委員改選の年となっており、現在部会メンバーの選定をしている。決まり次第、改めて

圏域の部会を開き、積み残しの課題を検討していきたい。

- ・昨年度決まっていたモデルケースの検証については、対象者の体調が思わしくないというところで中断しているところ。ケースの検証の継続の可否を含めて次回の部会で検討予定。圏域としては「検証」というところまでは至っていない。
- ・最終的な共有に関しても、内容の精査はこれからで、どこまでの範囲で共有するかということも、検討に至っていない。

③東部4町（資料3-3）（報告者：服部委員）

- ・八頭町は、8月に部会実施予定、岩美町は今年度の開催時期は未定。智頭町と若桜町に関しては、対象者がいないため常設の部会はなく、対象者の方が出た際に開催を検討。
- ・岩美町では災害時の医療的ケア児に対する支援が課題で、昨年度岩美町のモデルケースを報告。令和4年度の計画は、前年度の取組を継続しつつ、モデルケース以外の対象者の計画も立てていく。
- ・八頭町では、児童の学校送迎について、利用者が長時間の移動で体調不良になることがあり、看護師を配置して送迎していたが、人員確保が困難なことが課題にあがっている。令和4年度の計画としては、その課題の解決策について、協議を行っていく。

④鳥取市（資料3-4）（報告者：中村知的障害者福祉司）

- ・課題は、個別避難計画の保護者への周知徹底、災害時対応ノートの検証。
- ・令和4年度の取組計画は、個別避難計画のケース検討、災害時対応ノート、災害時モデルケースの検証。
- ・モデルケースの検証状況としては、（現在検証に向けた検討段階であるが）避難行動要支援者登録についての確認等を実施。医療的ケア児における災害時の対応について、想定として、災害時対応ノートを誰が持って、誰に見せるかという具体的なことがはっきりしない部分ある。支援のキーパーソンが不在になった時に、キーパーソンの補佐が、災害時対応ノートによりスムーズに支援を行えるようなものにすべきだと考えている。（最終的なノートの共有まではまだ話ができない）
- ・令和3年度実施の医療的ケア児等支援ワーキングでは、災害時に想定される課題が4つ上がった。1つ目が家から外へ避難することが考えにくく、避難所に行っても、そこから更に福祉避難所へ再移動することは困難であること、2つ目に、ダンボールベッドに寝転んでいたら褥瘡ができてしまうこと、3つ目に、医師からの薬を日頃から余分に1週間分ぐらいはもらっておいたほうがよいということ、4つ目に、避難場所を決めておくなど個別避難計画を作成すること。
- ・鳥取市の地域自立支援協議会の計画相談ワーキングでは、災害後の生活支援に登録するかどうかを、相談支援専門員と利用者やその家族と話し合っていて決めており、登録の場合は、基本情報を提出してもらうようにしている。
- ・医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の施行に伴い、第2条第2項に規定する医療的ケア児で常時人工呼吸器を装着している人を対象に、災害等による停電時に使用する自家発電機または外部バッテリーを、日常生活用具給付対象に追加し、基準額10万円で、この4月から施行した。

（光岡委員）現在関係しておられる支援者と、災害時に協力していただくことが想定される方々を

含めて、集まるのが難しいかもしれないが、オンライン等で、このノートを共有できれば良い。
(服部委員) 災害時対応ノートについて、次回も各圏域からの検証点等の報告は継続して行う予定か。
(県子ども発達支援課 岡田) 次回開催を2月頃と考えている。その際に各圏域報告について、引き続き関係者との共有まで行った上での課題等を報告いただきたい。
(光岡委員) 災害時対応ノートについて、圏域ごとに個別に対応しているが、進めていく上での戸惑いがあるように思うので、各圏域担当者の打合せ(情報交換)を行い、行き詰まりを解消するのがよいと考える。
(県子ども発達支援課 内藤) 早目に打合せを行います。

(2) 令和4年度医療的ケア児者に関わる県の事業(資料4～6) 事務局(子ども発達支援課)より説明

(資料4) 令和4年度の新規事業は、「医療的ケア児総合支援事業」、「小児慢性特定疾病交通費助成事業」。「医療的ケア児総合支援事業」については、令和3年9月18日に施行された、医療的ケア児支援法に基づく「医療的ケア児支援センター」を設置するとともに、医療的ケア児者の支援に係る人材の育成・確保等を総合的に行い、地域で安心して生活できる環境を整えるための事業。「小児慢性特定疾病交通費助成事業」については、小児慢性疾患児童が治療のために県外医療機関を受診する際の交通費の一部を助成する事業。その他事業については資料参照。

(資料5) 養成研修を修了した、医療的ケア児コーディネーターの令和3年度末時点の配置機関を一覧にまとめたもの。鳥取県障害者プランにおいて、令和5年度までに全市町村に1名以上コーディネーターを配置することを目標としており、未配置の市町村へは引き続き積極的な働きかけを行っていく。

(資料6) 今年度より、医療的ケア児等コーディネーター研修については、医療的ケア児等支援センター東部窓口への委託業務の一貫として、鳥取県看護協会へ委託。今年度の養成研修は10月から11月にかけて、4日間、オンラインで開催予定。研修要項については、これから詰めていく予定のため、昨年度のプログラムを参考に掲載。

(3) 医療的ケア児等支援センターの開設について(資料7) 事務局(子ども発達支援課)より説明

総合相談窓口を米子の博愛こども発達・在宅支援クリニックに設置した。各圏域の窓口には一人ないし二人ずつ医療的ケア児等支援マネージャーを配置している。このマネージャーが相談の最初の対応者となる。西部の総合窓口には2名マネージャーを配置し、看護師と理学療法士が対応。東部は看護協会に窓口を設置し、マネージャーは看護師が1名。中部は直営で県立中部療育園に設置し、マネージャーは児童指導員。相談は、まず圏域窓口で相談するのがいいと思うが、配置している職種が様々である。圏域をまたいで相談することも可。各窓口同士も連携して情報を共有しながら対応していく。相談受付時間は、平日の9時から4時半としているが、個別に相談があれば随時調整する。メール、FAXは24時間受付。

支援対象者は、医療的ケア児者ご本人と、その家族、関係機関。本部会にて検討し、医療的ケア児が大人になって以降、あるいは重症心身障がい児者も含めて相談センターで対応することとした。

支援センターの業務内容については、「相談支援」、「関係機関との連携・調整」、「人材育成」、「保護

者間の交流機会の設置」、「情報発信」で、厚生労働省から示されている指針に沿った形にしている。また、鳥取県オリジナルの形として、支援センターをバックアップする体制として、三つのポイントを置いている。一つ目は支援センターの窓口をバックアップする形で、県立の三療育機関に後方支援看護師を配置し、各相談支援センターの相談窓口と連携しながら、サポートに当たっていく。二つ目は、連携推進会議を設置し、定期的に情報共有しながら進めていく体制をとっていく。三つ目は、県全体の支援の方向性を一致させるため、連携推進会議を招集、統括する者として、アドバイザー（総合療育センター汐田院長）を配置した。

県全体の医ケアの支援に関する協議の場は、既存の地域自立支援協議会の医ケア部会を活用していく。

「All Tottori で行う子どもと家族の地域生活支援」をミッションとし、サポート体制を作っていきたい。1年目から3年目までが、相談支援や人材育成、子育て支援等を中心に、4年目以降は、家族会、情報発信、連携ツールにも着手していきたい。医療的ケア児等支援センターの説明会を7月22日にオンラインで開催予定。

（光岡委員）連携推進会議と医ケア部会との間で、両方のことがわかっていると良いと思うが、両方に所属している方はいるか。

（県子ども発達支援課 内藤）連携推進会議は、医療的ケア児等支援センターの各機関、後方支援看護師のいる機関なので、具体的にいうと、博愛子ども発達在宅支援クリニックと中部療育園と看護協会と総合療育センターと鳥取療育園が参加する会になっている。事務局は、子ども発達支援課。自立支援協議会のほうにもそれぞれの全部の機関のメンバーがこの医ケア部会のオブザーバーなり委員なりで入っている。事務局も子ども発達支援課で共通しているので、連携推進会議でまとめたものを自立支援協議会のほうに検討に上げていき、県内のいろんな立場の方と検証していくという流れが作れたらいいと思っている。

（光岡委員）医ケア児支援法の中では、この支援センターの設置以外にも取り組まなければならないことがある。例えば、地域の保育園や幼稚園、小学校、中学校、高等学校等、医ケア児の方々が希望に沿って学べるようにすることや、保育・療育できるようにすることなど。このあたりどのように進めていくか。また、学校や保育園にもいろいろと関係があるということで、（医ケア児支援法についての）内容が、地域の保育園や学校とかに伝わっているのか。改めて県からの周知は必要ないのか。

（県子ども発達支援課 内藤）圏域の医療的ケア児等支援センターを中心に、保育園や、就学に関する相談を既に受け始めており、米子市では検討会に参加して体制づくりを一緒に行っている動きがある。倉吉市でも既に一緒に動き始めている。医療的ケア児支援センターを中心に、教育、保育との連携、あるいは家族支援までも出来るようにしていきたい。圏域や市町村により、状況や進捗具合、医ケア児の有無等も異なるが、県全体の状況がちぐはぐにならないように、連携推進会議で共有しながら、全体のバランスを取っていきたい。次回からこの医ケア部会で、医ケアセンターの状況報告も加えるのはどうか。

（総合療育センター 汐田院長）自立支援協議会医ケア部会とリンクしながら、綿密に連携しながら進める必要がある。医ケア児等、今あるリソースだけでは難しく、地域でいろんな知恵を出し合いながらやっていくことが大事であるため、協力させていただきたい。

（県子ども発達支援課 内藤）次回から医ケア部会の報告の中に医ケア児等支援センターの動きを加えさせていただく。また、園や学校への周知については、現在医療的ケア児が在籍する園・学校

への説明は、各圏域のセンターを中心に動いている。市町村の保育担当者や各市町村の教育委員会へは、通知、説明がいつている。対象者がいない園、学校への通知以上の周知については、今後考えていきたい。

(博愛子ども発達・在宅支援クリニック 河藤看護師) 西部窓口の動きとして、米子市の南保育園と福米東小学校に訪問している。人数が多そうなところの現場とは繋がっている状況にある。

3 その他 障がい者福祉に関するアンケート調査 (資料8) (事務局(障がい福祉課)より説明)

令和6年度から新たに鳥取県障がい福祉計画を作成し、計画を進めていく流れになっており、令和5年度末までに、令和6年度から実施される計画を作成することになっている。今年度、新たな計画作成に向け、障がい者実態ニーズ調査を実施する。調査の概要については、主な調査内容については、本人の状況、住まいや暮らしの状況、障がい者福祉サービスの利用状況、生活に関すること等。

8月の月上旬から中旬頃に、全障がい者へ調査票を配布、1ヶ月から1ヶ月半程度の回答期間を設け、年内をめどにその回答を取りまとめて県自立支援協議会で結果を報告、来年度本格的な障がい者計画等の改訂に向けた議論に繋げていければと思っている。

4 閉会 (挨拶: 光岡委員)

コロナの状況で集まりにくかったり、協議がしにくい状況があるかと思うが、圏域での協議を活発にさせていただけるとありがたい。後半にあったニーズ調査については、障がい福祉計画や障がい者計画を作る上で必要なもの。計画は何を根拠に数字を出したり、目標を立てたりしていけばいいのかというところがなかなか定まっておらず、またその設定が妥当かどうかもわからない。そのため、この調査が重要な根拠になっていくということを想定している。それぞれ当事者の方々に調査に参加いただき、それぞれの思いや希望が盛り込まれないといけない。各地域でも、どういうふうにこの調査を進めたらいいとか、参加していただいたらいいかということを考えていく必要がある。とても重要な調査になるので、来月以降、またそれぞれの地域でも取組をしていただければありがたい。